

渋谷区 公道カート事業に関する届出制度のご案内

(令和7年7月1日施行)

はじめに

渋谷区では、令和7年7月1日より「渋谷区安全・安心でやさしいまちづくり条例」およびその施行規則の改正により、公道カート事業に関する届出制度を導入します。

この制度は、区が事業の実態を把握し、必要な指導を行うことで、地域の安全・安心な生活環境の整備を推進することを目的としています。

区民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、事業者の皆さまには、条例に基づく届出と地域への配慮をお願いいたします。

対象となる事業者（条例第2条）

以下の定義に該当する事業者は、条例に基づく届出が必要です。

- **カート**：道路運送車両法において原動機付自転車に区分される、公道および私道（公衆の用に供されているもの）を走行する車両。
- **公道カート事業**：事業者が、公道および私道においてカートを使用し、集団で連なって走行させるためにカートを貸し渡す事業。

届出・説明・報告の流れ

1. 事業開始前の届出（条例第44条・規則第24条）

事業施設を開設する **30日前まで** に、以下の事項を記載した「事業所開設届（様式第7号）」を区長に提出してください。

記載事項：

- 事業施設の名称・所在地
- 事業者の氏名・住所（法人の場合は代表者名）
- 事業施設の新設日
- 開店・閉店時刻
- 所有台数・走行回数・通行経路など（規則で定める事項）

◆ 届出時には、誓約書の提出が必要です。

誓約書では、以下の事項を遵守することを誓約していただきます：

- 有効な運転免許証の確認
- 騒音・排ガス・振動対策の実施
- 安全運転講習の実施

- 車両保険の加入
 - 適切な隊列走行と誘導監視
 - 危険運転・迷惑行為の防止
 - 住民対応窓口の設置
 - 周辺住民への配慮 など
-

2. 近隣住民への説明（条例第 45 条・規則第 25 条）

届出後 **14 日以内**に、事業施設の敷地境界線から半径 50 メートル以内の住民・事業者・公共施設管理者に対して、説明会または個別説明を実施してください。

説明内容：

- 営業日時・走行回数・所有台数
 - 車両の通行経路
 - 苦情受付窓口
 - 誓約書の内容
-

3. 説明会等の報告（条例第 45 条第 2 項・規則第 26 条）

説明を行った後は、「説明会等の実施報告書（様式第 8 号）」を区長に提出してください。

また、近隣住民・関係住民からの問い合わせには、誠実に対応してください。

4. 事業内容の変更・廃止（条例第 46 条・規則第 27 条）

事業内容に変更がある場合は、事前に届出が必要です。

事業を廃止する場合は、廃止後すみやかに届出をお願いします。

- 事業所の届出事項変更届（様式第 9 号）
- 事業所廃止届（様式第 10 号）

変更に伴う説明会も原則必要ですが、区長が「生活環境への影響がほとんどない」と認めた場合は、事業施設内の見やすい場所への掲示で代替可能です。

お問い合わせ

渋谷区役所 環境整備課 公害指導係

電話：03-3463-2750

メール：sec-kougaisidou@shibuya.tokyo

受付時間：平日 8:30～17:00（土日祝除く）
